

【件名】

日本航空による6月14日デリー発臨時便の運航（その3）：在インド日本国大使館

【本文】

●6月14日の日本航空（JAL）の臨時運航便に関し、インド外務省は関係当局に対し、同便を利用する邦人のデリー国際空港への移動を許可するよう求めました。以下リンクのとおりインド外務省が州政府関係者に送付したレターを送付いたしますので、6月14日の臨時運行便をご利用の方はお持ちください。同文書は、インド政府の公文書ですので、適切な取扱いをお願いいたします。一部の州境において管理が強化されている動きもある模様ですので、特に州境を越えられる方については、ドライバーの方が空港からの帰路においても必要に応じ同レターを提示できるよう、ドライバーの方にも共有されることをお勧めします。

https://www.in.emb-japan.go.jp/PDF/20200612_MEA_Letter_for_14June.pdf

●また、併せて、本臨時運航便で帰国を予定されている邦人及びそのドライバーの移動を許可することを要請する大使館発のレターを以下リンクのとおりお送りいたします。州境等での検問の通過のため、上記インド外務省発レターと併せお持ちください。

https://www.in.emb-japan.go.jp/PDF/Embassy_Letter_8June_OUTSIDE_Delhi.pdf

●なお、本臨時運航便はインド政府当局の特別な許可に基づき運航されるものであり、通常の商用運航とは性格が異なるものです。臨時運航便という性格に鑑み、運航当日の直前のキャンセルを控えるなど、一人でも多くの方に利用頂けるよう、御理解・御協力をお願い致します。

●デリー空港入場時に、皆様の健康状態について申告する Self Reporting Form の記入・提出が求められております。ご自宅等で、印刷できる環境にある方は、下記リンクからフォームをダウンロードし、お一人につき同一のものを2部、ご準備ください。なお、印刷することが難しい方は、空港ビル入口付近においても配布される予定ですので、そちらをご利用ください。

https://www.in.emb-japan.go.jp/PDF/APHO_DECLARATION_FORM.pdf

●日本において5月27日から実施されている水際対策強化に係る新たな措置により、日本到着時にPCR検査を受ける必要があるほか、入国後に14日間の

自宅等での待機を要します。自宅等への移動は公共交通機関（鉄道，バス，タクシー，航空機（国内線）等）を使用せずに移動できることが条件となりますので，事前に御家族やお勤めの会社等による送迎，御自身でレンタカーを手配するなどの移動手段を確保してください。

（お問い合わせ先）

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610（代表）

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

（各種情報が入手できるサイト）

インド政府広報局ホームページ

<https://pib.gov.in/indexd.aspx>

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>